

海外の動向について

平成20年7月11日

米国(州)

米国においては、州内通信(地域通信)については、州の公益事業委員会がそれぞれ個別に規制を行っており、既存地域通信事業者(ILEC)の地域通信サービス料金については、プライスカップや報酬率規制等の利用者料金規制を実施。また、競争地域通信事業者(CLEC)の地域通信サービス料金については、料金届出制等の規制を実施。

なお、州レベルにおいて、近年料金政策の見直しを行う動きあり。(資料2、資料3参照)

米国(連邦)

FCCは07年8月、AT&T、Verizon、Qwestが営業区域内で提供する長距離通話サービスに係るドミナント規制を廃止。これは、①長距離通話市場における競争の進展、②長距離通話サービスの、市内通話とのパッケージサービスとしての提供が一般化、③携帯電話、VoIP等との競争の進展によるもの。一方、パッケージサービスを利用しないユーザに対するセーフガードの観点から、3社は以下の条件を約束。

事業者	コミットメント内容
AT&T、Verizon	・市内アクセス回線を有する住宅用ユーザに対し、12セント/分での長距離通話サービスの提供。 ・現行の料金プランのうち特定のものについて、月額1ドル以上の値上げを行わない。 以上について、3年間実施。
Qwest	・長距離通話サービスの低利用者に対する2種類の既存料金プランについて、2年間引き続き提供。 ・上記の料金プランのうち、一方には月額固定料金を課さず、もう一方について、月額1ドル以上の値上げを行わない。

米国（ニューヨーク州）における料金政策について②

- ・ニューヨーク州公益事業委員会は、06年4月に、新たな政策枠組み(Competition III)に関する文書(05-C-0616)を発表。CATV事業者の提供する電話サービス、VoIP、携帯電話等の提供によるインターモーダル競争の進展に対応するため、より柔軟で対称的な規制枠組みを導入。
- ・具体的には、Verizon等の既存事業者に対して、一定の料金設定の自由度を付与する一方、Basic Service やLifeline(低所得者向けサービス)等の基本的なサービスについて一定額のキャップ下での提供を義務付け、利用者が公正で合理的な料金でこれらのサービスを利用できることを担保。

サービス区分	対象事業者	規制状況
Basic Services (住宅用)	Verizon	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・Message Rateサービス(基本料+従量制通話プラン)の提供義務付け このうちaccess line charge(基本料)について、値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・Flat Rateサービス(市内無制限通話プラン)の提供義務付け 月額23ドルのプライスカップ。値上げは1年間に月額2ドルまで。
	Frontier of Rochester	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・Message Rateサービス(同上)の提供義務付け このうちaccess line charge(基本料)について、値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・Flat Rateサービス(同上)の提供義務付け 月額23ドルのプライスカップ。値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・2年後(08年)に再検討を行う。
	その他のILEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・競争の存在や適正な利潤を確保しているか等により、個別の事業者毎に料金設定の自由度を付与※。
	CLEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(一定以上の値上げについては、個別審査。)
Non-Basic Services (住宅用)	Verizon Frontier of Rochester	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(原則として、自由な料金設定を認める。) ・(競争が進展していない地域のユーザ保護のため)原則として営業区域内は均一料金での提供を義務付け。
	その他のILEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・競争の存在や適正な利潤を確保しているか等により、個別の事業者毎に料金設定の自由度を付与※。
	CLEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(一定以上の値上げについては、個別審査。)

※ その他のILECの料金については、08年3月の決定(07-C-0349)による。

Basic Services: 全ての交換機を通じて、スタンドアロンサービスとしてあまねく提供される、付加機能なしの住宅用回線。市内定額通話サービス、タッチトーン(プッシュ回線)、PSTN電話番号を利用した通話の発着信機能、最低時間の電源バックアップ、911及びE911を含む緊急通報サービス等を含む。

Non-Basic Service: 三者間通話、留守番電話、コーラーID等。

米国（カリフォルニア州）における料金政策について③

カリフォルニア州公益事業委員会は、06年8月に、新たな規制枠組み（Uniform Regulatory Framework）に関する文書（R.05-04-005、D.06-08-030）、07年9月に、高コスト基金（CHCF-B）の見直しに関する文書（R.06-06-028、D.07-09-020）を発表。高コスト基金の補助を受ける基本的な住宅用サービスについては、09年1月までの間、現行の料金水準を維持することとした（09年1月以降の料金規制の在り方については、高コスト基金の見直しの次フェーズにおいて検討）。一方、その他の18小規模既存地域通信事業者（ILEC）の料金については、報酬率規制を実施。

対象事業者	規制状況											
AT&T (旧SBC California)	<ul style="list-style-type: none"> 高コスト基金（CHCF-B）の補助を受けるサービスについて、均一料金規制（geographic averaging requirement）。 高コスト基金の補助を受ける基本的な住宅用サービスについて、現行料金水準で凍結（CHCF-B見直しにおいて再検討）。 											
Verizon	<ul style="list-style-type: none"> AT&T、Verizonに対する基本的な住宅用サービス料金の凍結を08年1月までとし、その後CPIまでの値上げを許容。（SureWest、Frontierについては09年1月まで凍結。） 09年1月以降、基本的な住宅用サービス料金について、ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施。詳細はCHCF-B見直しの次フェーズにおいて検討されるため、未定。 											
Mid-size ILECs SureWest Frontier	<p style="text-align: center;">高コスト基金（CHCF-B）の補助を受ける基本的住宅用サービスに係る料金規制の概要</p> <table border="1" data-bbox="654 818 2063 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>～08年1月</th> <th>～09年1月</th> <th>09年1月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AT&T Verizon</td> <td>価格凍結</td> <td>CPIまでの値上げを許容</td> <td rowspan="2">ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。</td> </tr> <tr> <td>SureWest, Frontier</td> <td>価格凍結</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高コスト基金の補助を受けない基本的な住宅用サービスについて、09年1月までプライスカップ。 基本的な住宅用サービス料金については、AT&Tの現行料金を下限（Lifeline（低所得者向けサービス）がAT&Tの現行料金の半額とされており、下限を設けなければ混乱するため）。 上記以外の住宅用及び事務用サービスについて、事前届出制。（一部のサービスについて、アドバイスレターの提出によりデタリフ化が可能。） 		～08年1月	～09年1月	09年1月以降	AT&T Verizon	価格凍結	CPIまでの値上げを許容	ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。	SureWest, Frontier	価格凍結	
	～08年1月	～09年1月	09年1月以降									
AT&T Verizon	価格凍結	CPIまでの値上げを許容	ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。									
SureWest, Frontier	価格凍結											
CLEC	事前届出制（一部のサービスについて、アドバイスレターの提出によりデタリフ化が可能。）											
その他18小規模ILEC	報酬率規制											

- カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会(CRTC)は、大規模ILEC及びその他ILECの提供するサービスの料金について、サービス区分毎に、構成要素レベル、バスケットレベルの両レベルでプライスカップを設定。また、大規模ILECの提供するサービスの料金について、プライスフロアを設定。これらは料金の認可時に審査。
- 一方、市内通信サービスについて、交換機単位で競争の進展が認められる場合、料金認可、プライスカップ及びプライスフロア等を差し控える旨を決定。

プライスカップ(大規模ILECに係るもの)

主な対象サービス区分	規制内容
高コスト地域以外における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・現行料金でキャップ(構成要素レベル)
高コスト地域における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・CPI※+0(構成要素レベル) ※5%を上限
事務用サービス	・CPI+0(バスケットレベル)及び10%/年(構成要素レベル)
その他キャップ対象サービス	

プライスフロア

既存事業者がコスト以下の料金でのサービス提供が求められないことの確保、顧客間の不当な差別的取扱いの防止、反競争的な価格設定の防止を目的として、大規模ILEC6社の一定のサービス(区域内通話、番号通知、番号案内等)にプライスフロア規制を実施。

- インピュテーションテスト(個別サービス):
コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義は構成要素により異なる。
(例: Essential Service Component については料金をコストと見なし、他のサービスについては長期増分費用方式により算定(Phase II コスト)。)
- バンドル料金ルール: コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義はバンドル構成要素により異なる(同上)。
- ボリューム・長期契約料金セーフガード:
 - (1) アクセスサービス: サービスレベル、料金バンド(級局)レベル、最低単位当たり料金レベルでインピュテーションテストを実施。
(サービスの総収入、料金バンド毎の収入、最低単位当たり料金の収入がそれぞれのコストを下回らないことを確認。)
 - (2) アクセスサービス以外: サービスレベルのみでインピュテーションテストを実施。(サービスの総収入がコストを下回らないことを確認。)

市内通信サービスに係る規制の差し控え

06年4月、CRTCは市内通信サービスに係る規制の差し控え(forbearance)に関する決定(CRTC2006-15)を発表。大規模ILEC6社が提供する住宅用・事務用市内通信サービスに係る規制について、交換機単位で競争が十分に進展していると認められる場合、料金の認可、プライスカップ及びプライスフロア規制等を差し控えるもの。ただし、差し控えを行っても、低所得者等に対するセーフガードの観点から、住宅用の基本料等について、料金変更の際、差し控え時に認可されている料金を上限(price ceiling)とするとともに、料金変更後14日以内のCRTCへの報告及び公表を義務付け。

関連市場の定義・分析

(欧州委員会『関連製品・サービス市場に関する勧告』に基づく7市場)

小売レベル

- ① 固定公衆電話網へのアクセス (住宅・非住宅用顧客向け)

卸売レベル

- ② 固定公衆電話網上の呼発信
- ③ 個々の固定公衆電話網上の呼着信
- ④ 固定地点におけるネットワークインフラへの物理的卸売アクセス
- ⑤ ブロードバンドアクセス
- ⑥ 専用線の終端
- ⑦ 個々の移動体電話網上の呼着信

有効競争あり

有効競争なし

有効競争あり



規制なし



SMP(重要な市場支配力)事業者の指定

(欧州委員会『市場分析及びSMPの評価に関するガイドライン』)

- 50%超 : 支配的地位が推定される
- 40%超 : 通常、単独支配が発生しうる
- 25%未満 : 支配的地位を占めているとはいえない



規制なし

SMP事業者に対する規制例

ユニバーサルサービス指令に基づく規制

- プライスキャップ、個別管理等による小売価格規制
- 市場参入の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 等

アクセス指令に基づく規制

- 技術仕様・提供条件等の公表
- 接続の無差別、会計分離
- コスト指向の接続料の設定 等

06年7月以前は、固定ナローバンド小売サービス市場における住宅用国内・国際通話等7市場に対して小売料金規制(プライスキャップ規制)を実施。06年7月、Ofcomは、不当な差別的取扱いの禁止、提供料金、提供行件の公表、会計整理義務などのセーフガードにより、消費者利益が確保されることを前提に、固定ナローバンド小売サービス市場におけるプライスキャップの廃止を決定(Ofcom文書「Retail Price Controls explanatory statement (19/07/2006)」。一方、専用線についてはBTの公約によるプライスキャップ等の規制を実施。

市場分析の分野	SMPが認められる市場(小売市場)	SMP規制(小売市場に係るもの)
固定ナローバンド小売サービス市場 Fixed Narrowband Retail Services Markets	15市場(BT) ・住宅用アナログ加入者回線サービス ・住宅用市内通話 ・住宅用国内通話 ・住宅用固定発携帯着通話 ・住宅用オペレータ補助通話 ・住宅用国際通話(category A) ・住宅用国際通話(category B) ・住宅用ISDN2加入者回線サービス ・事務用アナログ加入者回線サービス ・事務用ISDN2加入者回線サービス ・事務用ISDN30加入者回線サービス ・事務用市内通話 ・事務用国内通話 ・事務用固定発携帯着通話 ・事務用オペレータ補助通話	左記15市場全てに係る規制 ○ 不当な差別的取扱いの禁止(15市場) ○ 提供料金、提供条件の公表(15市場) 7市場に係る規制 ○ 会計整理義務
専用線市場 Retail leased lines, symmetric broadband origination and wholesale trunk segments market	・小売低帯域従来型専用線(8Mbit/s以下) retail low bandwidth traditional interface leased lines (up to and including 8Mbit/s)	○ 専用線サービスのミニマムセットの提供義務、8Mbps従来型サービスの提供継続義務 ○ 不当な差別的取扱いの禁止 ○ アナログ及び8Mbps従来型サービスについて、BTが、06年6月又は次回の市場レビューの早い方までの間、RPI+0以上の値上げをしないという公約を満たさなかった場合、会計整理義務及びコストベース料金義務。 ○ 提供料金、提供条件の公表 ○ 伝送、保守回数に関する情報の公表

BTは、ユニバーサルサービス義務に基づき、
 ・低所得者向けの特別タリフを提供。
 ・一部地域の競争圧力による料金低下を全ての住宅ユーザが受けられるよう、ナローバンドサービスについて単一料金で提供。

フランスにおける料金政策について

国内・国際通話、専用線等の料金については原則として個別認可。ただし、住宅用アクセス、住宅用国内通話のうちユニバーサルサービス対象サービス以外については届出制に移行するとともに、ユニバーサルサービス対象サービスについては06年から一部プライスカップ規制を適用。

市場区分と利用者料金の規制状況

市場区分	規制状況
住宅用アクセス	規制緩和(認可→届出) ユニバーサルサービス対象サービスについては認可。
事務用アクセス	認可
住宅用国内通話	規制緩和(認可→届出) ユニバーサルサービス対象サービスについては プライスカップ 。
住宅用国際通話	認可
事務用国内通話	認可
事務用国際通話	認可
専用線	認可

プライスカップの概要

- 対象サービス:
国内通話(市内、市外、固定発携帯着)、海外県向け通話(固定発携帯着を含む)ベースレートのみを対象とし、オプション、パッケージプランは対象外。
- バスケット:
・メトロポリタンバスケット
・海外通話バスケット
- プライスカップ: $CPI+T-3\%$ 。
T: ARCEPの決定する、フランステレコム固定網発他社固定網着通話及び携帯電話着通話の着信料金の変化率(フランスにおいては、06年3月から既存の3携帯事業者の通話着信料金が段階的に引き下げられている。)
- 対象期間
2005年～2008年

プライスカップ導入の経緯

04年11月、ART(現ARCEP)はユニバーサルサービス事業者の設定の入札を実施。入札には、05～08年の料金計画の提出が条件。これを受け、フランステレコムは、包括的な提案を提出。

- ・基本料金について、段階的に23%値上げ。EUの主要15ヶ国における平均的な水準とする。
- ・低所得者向け基本料について、ただちに7%引き下げ。
- ・26%以上の通話料の引下げ(初年度CPI-8%、以降CPI-7%のプライスカップにより、3年間で26%の引下げ)。

05年1月、ARTの提示した目標に対し、フランステレコムは、競争促進のための追加的なコミットメントを発表し、ARTと調整。

- ・アンバンドル料金の値下げ及びアンバンドルの品質の維持。
- ・06年3月末までの提供開始を目途に、05年9月末までに基本料部分の再販のためのホールセールを提供をARTに提案。
- ・ユーザが電話と別個にブロードバンドサービスを契約することを可能にするため、ADSLのホールセールの提供を05年中に開始。
- ・フルアンバンドルを含む新たなオファーを05年6月までにARTに提出。等

05年1月、ARTはフランステレコムの包括的な提案を承認(通話料に係るプライスカップの運用方法については修正(CPI+T-3))。

06年～ ユニバーサルサービスの通話料に係るプライスカップが運用開始。また、住宅用小売料金の規制緩和を実施。

イタリア

- ・テレコムイタリアが設定する新たな料金について規制当局が2つのテスト(プライスフロア、レプリカビリティ(再現可能性)テスト)を実施。前者はテレコムイタリアのコスト・リカバリーのための条件。後者は効率的な競争事業者によるテレコムイタリア提供サービス同等のサービス再現可能性の条件。テレコムイタリアの価格付けが後者を超える場合は問題がないものとするもの。
- ・一方、価格付けが前者と後者の間に入る場合、グレーゾーンとなるが、その可否は関連市場の競争状態や既にあるサービス等を勘案して個々に評価。

英国

- ・Ofcomは、事務用加入回線サービス及び国内通信サービスについてBTをSMP事業者として指定し、当該市場のサービスの料金及び提供条件の届出及び公表を義務付け。原則として、相対料金は禁止。
- ・Ofcomは、07年5月に、当該市場における大口顧客(BTとの間で年間100万ポンド以上の取引を行うものに限る。)に対するbespoke料金(相対料金)を認め、その際の料金については、プライスフロア(transfer charges for network components (ネットワークコスト) plus fully allocated retail cost (小売コスト))を下回ってはならない旨決定。

韓国

- ・韓国においては、情報通信部が07年3月、同年7月からKTやSKテレコムのパンドル商品の料金割引を認める等、通信市場活性化のための一連の規制緩和計画の「通信規制政策ロードマップ」を発表。これには、バンドルサービス規制の緩和が含まれており、支配的事業者(KT、SKT)のパンドルサービスに対する料金割引は10%まで認められることとなったもの。ただし、競争事業者への公正なアクセス機会に対する審査は従来どおり厳格に実施。

- 審査基準： 1 バンドル販売による費用節減効果、利用者利益の増大効果、公正競争の阻害の有無、料金適正性。
ただし、割引率10%以下の場合、上記審査を簡略化。
2 他事業者が同等にバンドルサービスを販売できること(不可の場合、イコールアクセス保証履行計画書の提出。)

- ・また、08年5月、放送通信委員会(情報通信部の承継組織)はバンドル・サービス開発による価格競争のさらなる活性化を狙い、市場支配的事業者のパンドル・サービス認可審査の手続きを簡素化する方針を発表。市場支配的事業者のパンドル・サービスの料金割引に対しては、これまでは10%以下の場合には認可審査を省略してきたが、5月26日からはこのラインを20%までに引き上げることとしたところ。

- ・欧州委員会は06年7月、欧州内での移動体ローミング料金に上限を設定する「EU Roaming Regulation」規制案を提案。07年6月、EU理事会及び欧州議会により採択。当該規制は、07年7月から加盟27ヶ国で直接適用(3年間有効)。これにより、EU域内の国外で発信する際のローミング料金の上限が1分49ユーロセント(約80円)、受信する際の上限は1分24ユーロセントとされた。料金上限は1年ごとに引き下げ。
- ・07年10月、欧州規制機関グループ(ERG)、欧州委員会及び各国規制機関は当該規制の実施状況・効果に関する調査を実施し、利用者料金が6割低下していると発表。
- ・欧州委員会は、当該規制(2010年6月末に失効)の継続並びにSMS及びデータローミングをその対象に加えることについて、08年5月にコンサルテーションを開始。

規制の概要

- (1) 規制期間 : 3年間
- (2) 料金の上限

リテール料金に係る上限

ユーロタリフ※上限価格	07年9月30日～	08年8月30日～	09年8月30日～
国外での発信	49セント/分	46セント/分	43セント/分
国外での受信	24セント/分	22セント/分	19セント/分

※ 規制発効後1か月以内に携帯電話事業者が提示した新たなオファー(定額料金等)を、2か月以内に各加入者が受け入れることを選択しなければ、当該加入者には自動的にユーロタリフが適用される(実質的なオプトアウト方式を採用)。

ホールセール料金に係る上限

ホールセール上限価格	07年8月30日～	08年8月30日～	09年8月30日～
1分当たり平均料金の上限	30セント/分	28セント/分	26セント/分